

「JAリフォームローン」商品概要説明書

(令和6年4月1日現在)

商品名	JAリフォームローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●当JAの地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ●お借入時の年齢が満18歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ●前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします）。 ●勤続年数が1年以上または営業年数が3年以上の方。 ●借入期間が10年を超える場合は、団体信用生命共済（保険）に加入できる方。 ●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ●ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金、および空き家解体を目的とする資金。ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内とします。（住宅関連設備の例）耐震改修工事、造園、外壁・屋根の塗装、システムキッチン、給排水設備等 ●他金融機関または信販会社から借入中のリフォームローン借換資金 ※ただし、有担保ローンの借換は対象外とします。
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ●10万円以上1,500万円以内（1万円単位）。 ・ただし、所要金額の範囲内とします。また、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ●1年以上15年以内（1ヶ月単位）。 ・ただし、空き家解体資金の場合は、借入期間は1年以上10年以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当JAが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当JAが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））が年0.5%以上乖離した場合は1ヶ月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当JAが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。 ●変動金利型の場合（長期貸出最優遇金利連動型で元利均等返済に限る）、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、はご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過することと同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高

	がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。																		
担保	●不要です。																		
保証人	●当ＪＡが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																		
保証料	<p>●一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額１００万円あたりの一括支払保証料例（概算金額）】</p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>３年</td> <td>５年</td> <td>１０年</td> <td>１５年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>６,０００</td> <td>１１,０００</td> <td>２１,０００</td> <td>３２,０００</td> </tr> </table> <p>・保証料年０.４％、元利均等返済の場合</p> <p>②分割後払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（保証料率：年０.４％）をお支払いいただきます。</p>	お借入期間	３年	５年	１０年	１５年	保証料（円）	６,０００	１１,０００	２１,０００	３２,０００								
お借入期間	３年	５年	１０年	１５年															
保証料（円）	６,０００	１１,０００	２１,０００	３２,０００															
団体信用生命共済（保険）	<p>●借入期間が１０年を超える場合は、当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。また、借入期間が１０年以内の場合についても、ご希望によりご加入いただけます。</p> <p>なお、共済（保険）掛金は当ＪＡが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <tr> <td>団体信用生命共済（保険）名</td> <td>加算利率</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年０.２５％</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年０.１０％</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年０.１５％</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年０.２５％</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険</td> <td>年０.０５％</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td> <td>年０.２０％</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命保険（ワイド）</td> <td>年０.２５％</td> </tr> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年０.２５％	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年０.１０％	団体信用生命共済（連生）	年０.１５％	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年０.２５％	がん保障特約付団体信用生命保険	年０.０５％	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年０.２０％	団体信用生命保険（ワイド）	年０.２５％
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	なし																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年０.２５％																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年０.１０％																		
団体信用生命共済（連生）	年０.１５％																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年０.２５％																		
がん保障特約付団体信用生命保険	年０.０５％																		
がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年０.２０％																		
団体信用生命保険（ワイド）	年０.２５％																		
９大疾病補償保険	<p>●ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>加算利率：年０.３０％</p>																		
手数料	●ご融資の際、事務取扱手数料（消費税等含む）は不要です。																		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部（電話：０８９－９４３－８７３１）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：０８９－９４１－６２７９）</p>																		

その他

- お申込みの際は、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。
- 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。
- 連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

